

3. 「定格消費電力」の用語の統一について (推奨)

(1) 用語統一の理由

電気用品安全法では、従前より「定格消費電力」が定義され、対象機器(定格消費電力10kW以下)においては製品本体に貼付される「製造銘版」に「定格消費電力」を表示することが義務づけられていますが、対象機器以外については、各製造者様にて様々な呼称で表示されている現状があるため、誤解が生じるおそれがあります。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター
企画部

電話:03-5642-1640

メールでのお問い合わせは下記のホームページからお願いします。

<http://www.jeh-center.org/contact.html>